独立行政法人水資源機構が行うかんがい排水事業における地方公共団体の負担割合の指針について(平成15年10月1日付け15農振第1413号農林水産省農村振興局長通知) 一部改正新旧対照表(案)

(下線部分は改正部分)

改 正 後

「独立行政法人水資源機構が行うかんがい排水事業における地方公共団体の負担割合の指針について」

			負 担	割合		
予算区分		国 屆	車 率	都道府県	市町村	備    考
		ア	イ	ウ	工	
水資源開発事業費	農業農村整備	(-)	(75%)	(14.5%)	(6.7%)	※独立行政法人水資源機構が施行する国営級かん
	事業費補助	74%	70%	25%	5%	がい排水事業に係る負担額に適用
		69%	70%	20%	8%	( )書は、成田国際空港周辺整備のための国の
		69%	2/3	23.4%	8%	財政上の特別措置に関する法律(昭和45年3月28日) は決策では、1950年1月1日 日本第二年1月1日 日本第二年1日 日本第二年11日 日末11日 日本第二年11日 日本第二年11日 日本第二年11日 日末11日 日末1
		66%	2/3	21%	8%	日法律第7号)に基づく特定事業に係る事業(改築事業)を示す
		63%	2/3	19%	7%	
		58%	2/3	17%	6%	〈 >書は、施設の更新を目的とした改築事業に 適用する
		<->	<2/3>	<19.4%>	<9%>	「「書は、施設の本体工事と併せ行う安全対策
		[-]	[2/3]	[22.0%]		
		75%	70%	25%	5%	※国営かんがい排水 (一般型) を承継した場合に おいて、国が一般会計において支出した費用に係
		70%	70%	20%	8%	る負担額に適用
		70%	2/3	23. 4%	8%	
		67. 5% 65%	$\frac{2}{3}$ $\frac{2}{3}$	20.9%	8% 8%	
		60%	$\frac{2}{3}$	17%	6%	
		— UU/0 —	$\frac{2}{3}$	19.4%	9%	※独立行政法人水資源機構が施行する水資源開発
		<->	<1/2>	<29%>	<14%>	施設等緊急対策事業に係る負担額に適用
			(1/2/	(20)0)	(11/0)	〈 >書は、注5に該当するものに適用
			2/3	30%	3.4%	※独立行政法人水資源機構が施行するかんがい排
		<->	<1/2>	<32%>	<18%>	水事業又は水資源開発施設等緊急対策事業と一体
						的に行う耐震対策に係る負担額に適用 〈 >書は、注6に該当するものに適用
		_	70%	30%	0%	※独立行政法人水資源機構が施行する洪水調節機
		<u> </u>	2/3	30%	3.4%	能強化事業に係る負担額に適用
		50%	50%	25%	10%	※独立行政法人水資源機構が施行する併せ行う県営級かんがい排水事業に係る負担額に適用
		<->	<50%>	<29%>	<14%>	
		[-]	[50%]	[33%]	[17%]	適用する
						[ ]書は、施設の本体工事と併せ行う安全対策 に適用する
			500/	0.00/		
		_	70%	30%	0%	
		6 E 0/	2/3	30%	3.4%	※国営総合農地防災(一般型)を承継した場合に
		<u>65%</u> 	2/3 50%	30% 35%	3. 4% 15%	おいて、国が一般会計において支出した費用に係
			<u>50/0</u>	<u>50/0</u>	<u>10/0</u>	<u>る負担額に適用</u>
			55%	34%	11%	※独立行政法人水資源機構が施行する県営級農地
		_	50%	34%	16%	防災事業に係る負担額に適用
		— —	50%	35%	10%	※独立行政法人水資源機構が施行する石綿管除去
						対策に係る負担額に適用
		<u> </u>	55%	26%	12%	※独立行政法人水資源機構が実施する水資源開発
		_	50%	29%	14%	施設等の管理の施設費に要する経費に係る負担額に適用

- 注1) 国庫率のうち「ア」欄の値は、補助率の恒久化前の基本補助率を示す。
- 注2) 国庫率のうち「イ」欄の値は、補助率の恒久化後の補助率を示す。
- 注3)「ウ」及び「エ」欄の値は、補助率の恒久化後の都府県及び市町村のそれぞれの負担割合を示す。
- 注4)独立行政法人水資源機構が施行するかんがい排水事業又は水資源開発施設等緊急対策事業と一体的に行う 耐震対策、国営級農地防災事業、県営級農地防災事業、石綿管除去対策については、本表に示す標準的な 費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。
- 注5)独立行政法人水資源機構かんがい排水事業実施要領別表4 水資源開発施設等緊急対策事業のうち表の下段に掲げるもの
- 注6)独立行政法人水資源機構かんがい排水事業実施要領別表5 耐震対策の一体的実施のうち表の下段に掲げるもの

現

行

「独立行政法人水資源機構が行うかんがい排水事業における地方公共団体の負担割合の指針について」

			負 担	割合		
予算区分		国 庫 率		都道府県 市町村	市町村	備考
		ア	イ	ウ	工	
水資源開発事業費	農業農村整備	(-)	(75%)	(14.5%)	(6.7%)	※独立行政法人水資源機構が施行する国営級かん
	事業費補助	74%	70%	25%	5%	がい排水事業に係る負担額に適用
		69%	70%	20%	8%	( )書は、成田国際空港周辺整備のための国
		69%	2/3	23.4%	8%	財政上の特別措置に関する法律(昭和45年3月2日法律第7号)に基づく特定事業に係る事業(記
		66%	2/3	21%	8%	年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
		63%	2/3	19%	7%	
		58%	2/3	17%	6%	〈 〉書は、施設の更新を目的とした改築事業 適用する
		<->	<2/3>	<19.4%>	<9%>	「「書は、施設の本体工事と併せ行う安全対
		[-]	[2/3]	[22.0%]		に適用する
		75%	70%	25%	5%	※国営かんがい排水(一般型)を承継した場合 おいて、国が一般会計において支出した費用に
		70%	70%	20%	8%	る負担額に適用
		70%	2/3	23. 4%	8%	
		67. 5%	$\frac{2}{3}$	20.9%	8% 8%	
		65% 60%	$\frac{2}{3}$ $\frac{2}{3}$	19% 17%	8% 6%	
			2/3 2/3	19.4%	9%	※独立行政法人水資源機構が施行する水資源
		<i>⟨</i> −⟩	<1/2>	(29%)	9% <14%>	施設等緊急対策事業に係る負担額に適用
			\1/2/	\29/0/	\1 <del>4</del> /0/	〈 〉書は、注5に該当するものに適用
			2/3	30%	3. 4%	※独立行政法人水資源機構が施行するかんがい
		<->	<1/2>	<32%>	<18%>	水事業又は水資源開発施設等緊急対策事業と一
					,	的に行う耐震対策に係る負担額に適用 〈 〉書は、注6に該当するものに適用
						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		—	70%	30%	0%	※独立行政法人水資源機構が施行する洪水調
		_	2/3	30%	3.4%	能強化事業に係る負担額に適用
		50%	50%	25%	10%	※独立行政法人水資源機構が施行する併せ行
		<->	<50%>	<29%>	<14%>	営級かんがい排水事業に係る負担額に適用 〈 〉書は、施設の更新を目的とした改築事業
		[-]	[50%]	[33%]	[17%]	適用する
						[ ]書は、施設の本体工事と併せ行う安全対 に適用する
						· <del>-</del> · · · /
		_	70%	30%	0%	※独立行政法人水資源機構が施行する国営級農 防災事業に係る負担額に適用
		/ Jan 17 \	2/3	30%	3.4%	// dec = 11 \
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
			E E 0/	O 40/	11%	 
			55% 50%	34% 34%	11% 16%	防災事業に係る負担額に適用
			50% 50%	34% 35%	10%	  ※独立行政法人水資源機構が施行する石綿管除
			JU%	JU/0	10/0	対策に係る負担額に適用
		_	55%	26%	12%	※独立行政法人水資源機構が実施する水資源開
		-	50%	29%	14%	施設等の管理の施設費に要する経費に係る負担 に適用

- 注1) 国庫率のうち「ア」欄の値は、補助率の恒久化前の基本補助率を示す。
- 注2) 国庫率のうち「イ」欄の値は、補助率の恒久化後の補助率を示す。
- 注3)「ウ」及び「エ」欄の値は、補助率の恒久化後の都府県及び市町村のそれぞれの負担割合を示す。
- 注4)独立行政法人水資源機構が施行するかんがい排水事業又は水資源開発施設等緊急対策事業と一体的に行う 耐震対策、国営級農地防災事業、県営級農地防災事業、石綿管除去対策については、本表に示す標準的な 費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。
- 注5)独立行政法人水資源機構かんがい排水事業実施要領別表4 水資源開発施設等緊急対策事業のうち表の下段に掲げるもの
- 注6)独立行政法人水資源機構かんがい排水事業実施要領別表5 耐震対策の一体的実施のうち表の下段に掲げるもの

附則

この通知は、令和6年3月1日から施行する。

「独立行政法人水資源機構が行うかんがい排水事業における地方公共団体の負担割合の指針について」

各地方農政局長 独立行政法人水資源機構理事長 殿

一部改正

平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農振第 1413 号 令和 6 年 3 月 1 日付け 5 農振第 2205 号 (農林水産省)農村振興局長

		負	担担	割	合	
予 算 区	分	国」	車率	都道府県	市町村	備
		ア	イ	ウ	工	
水資源開発事業費 農業農	村 整 備	(-)	(75%)	(14.5%)	(6.7%)	※独立行政法人水資源機構が施行する国営級かんがい排水事業に係
事業	費補助	74%	70%	25%	5%	る負担額に適用
		69%	70%	20%	8%	
		69%	2/3	23.4%	8%	( ) 書は、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措
		66%	2/3	21%	8%	置に関する法律(昭和 45 年 3 月 28 日法律第 7 号)に基づく特定
		63%	2/3	19%	7%	事業に係る事業(改築事業)を示す
		58%	2/3	17%	6%	
		$\langle - \rangle$	<2/3>	<19.4%>	<9%>	〈 〉書は、施設の更新を目的とした改築事業に適用する
		[-]	[2/3]	[22.0%]	[11.4%]	[ ]書は、施設の本体工事と併せ行う安全対策に適用する
		75%	70%	25%	5%	※国営かんがい排水(一般型)を承継した場合において、国が一般
		70%	70%	20%	8%	会計において支出した費用に係る負担額に適用
		70%	2/3	23.4%	8%	
		67.5%	2/3	20.9%	8%	
		65%	2/3	19%	8%	
		60%	2/3	17%	6%	
		_	2/3	19.4%	9%	※独立行政法人水資源機構が施行する水資源開発施設等緊急対策事
		$\langle - \rangle$	<1/2>	<29%>	<14%>	業に係る負担額に適用
						〈 〉下記は、注5に該当するものに適用
			2/3	30%	3.4%	※独立行政法人水資源機構が施行するかんがい排水事業又は水資源
		<->	<1/2>	<32%>	<18%>	開発施設等緊急対策事業と一体的に行う耐震対策に係る負担額に 適用
						週用 〈 〉下記は、注6に該当するものに適用
		<del></del>	70%	30%	0%	※独立行政法人水資源機構が施行する洪水調節機能強化事業に係る
		<u> </u>	2/3	30%	3.4%	負担額に適用

1	50%	50%	25%	10%	※独立行政法人水資源機構が施行する併せ行う県営級かんがい排水
			/ -	= - / -	
	<->	<50%>	<29%>	<14%>	事業に係る負担額に適用
	[-]	[50%]	[33%]	[17%]	〈 >書は、施設の更新を目的とした改築事業に適用する
					[ ]書は、施設の本体工事と併せ行う安全対策に適用する
	_	70%	30%	0%	※独立行政法人水資源機構が施行する国営級農地防災事業に係る負
	_	2/3	30%	3.4%	担額に適用
	<u>65%</u>	2/3	30%	3.4%	※国営総合農地防災(一般型)を承継した場合において、国が一般
	<u>_</u>	<u>50%</u>	<u>35%</u>	<u>15%</u>	会計において支出した費用に係る負担額に適用
	<del></del>	55%	34%	11%	※独立行政法人水資源機構が施行する県営級農地防災事業に係る負
	_	50%	34%	16%	担額に適用
	_	50%	35%	10%	※独立行政法人水資源機構が施行する石綿管除去対策に係る負担額
					に適用
	_	55%	26%	12%	※独立行政法人水資源機構が実施する水資源開発施設等の管理の施
	_	50%	29%	14%	設費に要する経費に係る負担額に適用

- 注1) 国庫率のうち「ア」欄の値は、補助率の恒久化前の基本補助率を示す。
- 注2) 国庫率のうち「イ」欄の値は、補助率の恒久化後の補助率を示す。
- 注3)「ウ」及び「エ」欄の値は、補助率の恒久化後の都府県及び市町村のそれぞれの負担割合を示す。
- 注4) 独立行政法人水資源機構が施行するかんがい排水事業又は水資源開発施設等緊急対策事業と一体的に行う耐震対策、国営級農地防災事業、 県営級農地防災事業、石綿管除去対策については、本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を 地方公共団体が負担すべきものとする。
- 注5)独立行政法人水資源機構かんがい排水事業実施要領別表4 水資源開発施設等緊急対策事業のうち表の下段に掲げるもの
- 注6)独立行政法人水資源機構かんがい排水事業実施要領別表5 耐震対策の一体的実施のうち表の下段に掲げるもの